

議案第12号

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収する被保険者を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。